

第 1 4 号 議 案

新宿区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

新宿区職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年新宿区条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第 6 項」の次に「から第 8 項まで」を加える。

第 10 条を第 11 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第 10 条 任命権者は、第 3 条又は第 7 条第 1 項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第 2 号に掲げる任用は、申請期間について 1 年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

2 新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年新宿区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 5 項中「第 22 条の 3 第 1 項の規定により臨時的に任用された職員」の次に「、新宿区職員の配偶者同行休業に関する

条例（平成 26 年新宿区条例第 15 号）第 10 条第 1 項第 2 号の規定により臨時的に任用された職員」を加える。

第 15 条第 1 項第 1 号中「第 22 条の 3 第 1 項の規定により臨時的に任用された職員」の次に「、新宿区職員の配偶者同行休業に関する条例第 10 条第 1 項第 2 号の規定により臨時的に任用された職員」を加える。

（提案理由）

配偶者同行休業に伴う代替職員を確保する方法として、任期付採用及び臨時的任用を行うことができることとする必要があるため